

半期報告書の適正性に関する確認書

平成 30 年 9 月 20 日

株式会社東京証券取引所  
代表取締役社長 殿

本 店 所 在 地 東京都渋谷区恵比寿四丁目 1 番 18 号  
恵比寿ネオナート

不動産投資信託証券発行者名 ジャパン・ホテル・リート投資法人  
(コード番号 8985)

代表者の役職・氏名 執行役員

( 署 名 )

増田 要

本投資法人の執行役員である増田 要は、本投資法人の平成 30 年 1 月 1 日から平成 30 年 6 月 30 日までの第 19 期中間計算期間に係る半期報告書（以下「半期報告書」といいます。）の提出時点において、当該半期報告書に不実の記載がないものと認識しております。

私が不実の記載がないと認識するに至った理由は、下記のとおりです。

記

1. 本投資法人の仕組み

本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）に基づき設立された投資法人であり、資産運用委託契約に基づき、資産の運用に係る業務をジャパン・ホテル・リート・アドバイザーズ株式会社（以下「本資産運用会社」といいます。）に委託しています。また、投信法に基づき、計算に関する事務、会計帳簿の作成に関する事務等を含む一般事務、資産保管業務、投資主名簿等に関する事務、特別口座の管理に関する事務、第 4 回無担保投資法人債及び第 6 回無担保投資法人債に関する事務を三井住友信託銀行株式会社（以下「一般事務等受託者」といいます。）に、納税等に関する事務を PwC 税理士法人に、第 3 回無担保投資法人債に関する事務を株式会社三井住友銀行に、第 5 回無担保投資法人債に関する事務を株式会社みずほ銀行に、第 7 回無担保投資法人債及び第 10 回無担保投資法人債に関する事務を株式会社りそな銀行に、第 8 回無担保投資法人債及び第 9 回無担保投資法人債に関する事務を三菱 UFJ 信託銀行株式会社

## 2. 半期報告書の作成プロセス

半期報告書は、一般事務等受託者等から提出される会計帳簿等をもとに、本資産運用会社の関係各部署が把握している重要な情報等に基づいて本資産運用会社が原案を作成し、法律事務所によるチェック並びに会計監査人による監査を受けた上で、本投資法人の役員会にてこれを承認した後、提出しております。

## 3. 不実の記載がないと認識するに至った理由

- (1) 本投資法人の運営に関しては、本資産運用会社より定期的に報告を受けており、それらの中で報告された重要な事項が、半期報告書に記載されていることを確認しております。
- (2) 本資産運用会社において、常に投資家の視点に立った迅速、正確かつ公平な情報開示、適時・適切な情報開示のための社内体制整備が行われ、かつ実施されていることを確認しております。
- (3) 本投資法人の会計監査人である有限責任 あずさ監査法人より、金融商品取引法第 193 条の 2 に規定される監査証明を受けております。
- (4) 半期報告書作成にあたり、金融商品取引法及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令等に関して、アンダーソン・毛利・友常法律事務所の助言及び確認を得ております。

以上